



ゴールデンウィークに伴うごみ収集業務

月日	ごみの種類・地区
4月29日(水)	プラスチックごみ 町内全域(特別実施)
5月1日(金)	可燃ごみ町内全域
4日(月)	可燃ごみ県道北側 (特別実施)
5日(火)	可燃ごみ県道南側 (特別実施)
6日(水)	プラスチックごみ 収集休み

お間違いないようご注意ください。その他の日は、お知らせカレンダーでご確認ください。

問い合わせ先

役場 衛生課
内線 124・137

あいち森と緑づくり税

県では「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、森と緑を守り育てるための事業を行うため、平成21年度から「あ

いち森と緑づくり税」を導入しました。

「あいち森と緑づくり税」の概要

個人県民税(住民税)の納税義務者の方には、平成21年度分から均等割(年額1000円)に年額500円を、法人県民税の納税義務者の方には平成21年4月1日以降開始する事業年度分から均等割(年額2万8000円)の5%(年額1000円〜4万円)を「あいち森と緑づくり税」としてそれぞれ加算して負担していただきます。

「あいち森と緑づくり事業」の概要

「あいち森と緑づくり税」を活用し、環境保全や防災性の向上などさまざまな働きで私たちの快適な暮らしを支えてくれる森と緑を健全な状態で将来に引き継いでいくために、**①**森林の整備**②**里山林の保全**③**都市緑化の推進**④**環境学習等の支援などの事業を進めていきます。

問い合わせ先

① あいち森と緑づくり税に関すること
西尾張県税事務所

☎ 0586(45)3169

② あいち森と緑づくり事業に関すること

- ・ 森林・里山林に関すること
県農林水産部
- ・ 森と緑づくり推進室
☎ (954)6455

- ・ 都市の緑に関すること
県建設部 公園緑地課
☎ (954)6526

- ・ 環境学習等に関すること
県環境部 環境政策課
☎ (954)6210

子ども医療制度
支給対象年齢を
拡大しました

4月1日から子ども医療費の通院医療に係る支給対象を小学校卒業まで拡大しました。

「子ども医療費受給者証」の交付申請をされた対象者の保護者の方には、新たな受給者証を郵送により交付していただきます。

まだ受給者証の交付申請をしていない保護者の方は、お子さんの名前が記載された健康保険証(写しでも可)と印鑑をお持ちのうえ早急に役場保険医療課へお越しください。

※既に「障害者医療費受給者証」「母子家庭等医療費受給者証」をお持ちの小学生は、「子ども医療費受給者証」の交付対象にはなりません。

また、未就学児で、障害者

医療費および母子家庭等医療費が受給可能なお子さんの「子ども医療費受給者証」の有効期限は、これまでどおり小学校入学前までとなります。

なお、中学生の入院に係る医療費の支給制度もこれまでどおり継続します。

問い合わせ先

役場 保険医療課
内線 171

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)が開始されます

平成20年4月2日から10月1日までに新たに後期高齢者医療の対象となった方の保険料について、年金から保険料を納めていただく特別徴収が開始されます。

対象となる方については、「後期高齢者医療仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」が送付されます。

※納付方法を口座振替へ変更の申し出をされた方および年金の支給状況等により特別徴収とならない方もいます。

問い合わせ先

役場 保険医療課
内線 171

こんにちは赤ちゃん
訪問事業

4月からすべての赤ちゃんのご家庭を訪問させていただき、子育てに関する情報提供を行います。育児や産後のさまざまな不安や悩みがないかをお伺いします。訪問者には守秘義務が課せられていますので、安心して話してください。里帰りなどにより長期で不在となる方は、訪問時期を調整しますのでご連絡ください。

対象者

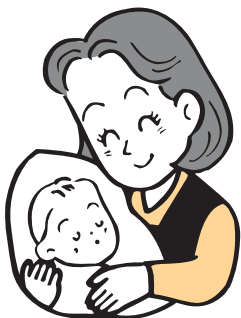
生後4カ月未満の赤ちゃんとお母さん
(平成21年4月以降に出生された方)

訪問者

乳児訪問指導員(保健師・助産師・看護師等)

連絡先

保健センター健康館すこやかおほる
☎ (444)2714



妊婦健康診査受診票 追加交付

4月から母子健康手帳交付時にお渡ししている妊婦健康診査受診票が5回から14回に変更されます。

出産予定日が平成21年4月1日以降の方で本町で母子健康手帳の交付を受けた方や妊娠中に転入し、保健センター健康館すこやかおほはるで本町の妊婦健康診査受診票と交換された方には、追加枚数を郵送します。

対象者の方で平成21年4月1日までに追加枚数が郵便で届かない方、妊娠中に転入して手続きしていない方、出産予定日が平成21年4月1日以降に変更になった方は申請してください。

対象者

- ・ 次のすべてに該当する方
1日以降の方
- ・ 出産予定日が平成21年4月1日以降の方
- ・ 申請日に本町に住民登録・外国人登録がある方
- ・ 前居住地で、妊婦健康診査受診票6〜14回分の交付を受け、使用していない方
(転入者のみ)

必要書類等

- ・ 妊婦および乳児健康診査受診票交付(交換・再交付)申

請書

- ※保健センター健康館すこやかおほはるで配布
- ・ 印鑑(スタンプ式を除く)
- ・ 前居住地で発行された妊婦健康診査受診票の未使用分
(転入された方のみ)

注意事項

- ・ 妊婦健康診査受診票(第6〜14回の9枚分)は平成21年4月1日から使用できません。(平成21年3月31日まで使用できません)
- ・ 前居住地で発行された妊婦健康診査受診票をお持ちの方は、未使用分と引き換えに本町の妊婦健康診査受診票を交付します。
- ※制度改正に伴い、妊婦健康診査費補助金制度も回数が増加されます。詳しくは、お問い合わせください。

申請・問い合わせ先

保健センター健康館すこやかおほはる
☎(444)2714

犬の登録・ 狂犬病予防注射

生後91日以上の犬には、狂犬病予防法により一生に一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。毎年必ず注射を受けてください。

なお、平成21年度の犬の登録と狂犬病予防注射の日時等は次のとおりです。来場できない方は、開業獣医で注射を受け、登録手続きを行ってください。

注意事項

- ・ 登録済みの犬の場合は、役場からの通知はがき(事前)に問診票をご記入ください。必ず持参してください。
- ・ 事故防止のため首輪はあらかじめ点検し、犬を制御できる方が汚物を始末する道具を持参して、お連れください。
- ・ 飼い犬の死亡、行方不明等、会場または役場衛生課に届け出をしてください。

日時・会場

- ・ 4月13日(月)
午後1時30分〜3時
公民館下駐車場
- ・ 4月14日(火)
午後1時30分〜3時
八ツ屋防災コミュニティセンター
- ・ 4月15日(水)
午後1時30分〜3時
老人福祉センター
(西公民館)

料金

- ・ 登録済みの犬
一頭 3300円
- ※平成7年度以降に登録した

犬は、登録が生涯有効です。
・ 未登録犬
(生後91日以上の犬)
一頭 6300円

問い合わせ先

役場 衛生課
内線 124・137

水道料金収納事務の一部を(財)水道サービスへ委託します

4月から、水道料金収納事務の一部を(財)水道サービスへ委託します。(財)水道サービスは、名古屋市の水道メータ検針を行っています。今後は、(財)水道サービスの職員がお客様へ水道料金についてのご連絡をさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いします。(財)水道サービスの職員は、お客様の自宅を訪問する際には職員証を携帯しています。ご不審に思われた場合は職員証の提示を求めています。ご不審に思われた場合は職員証の提示を求めています。ご不審に思われた場合は職員証の提示を求めています。

問合わせ先
名古屋上下水道局
中村営業所
☎(483)1411
☎(483)1441
FAX(483)1441

募集



有料広告
(広報おほはる・
ホームページバナー)

◎ 広報おほはる

発行
毎月1回

部数
11400部

配付先

町内全世帯

掲載期間

1カ月単位

掲載料(月額・税込み)

- 1枠：10000円
- 2枠：20000円
- 裏面(半ページ)：50000円
- 裏面(全面)：100000円

※11・12ページの広告は1枠サイズです。

申込期限

- ・ 6月号 4月10日(金)
- ・ 7月号 5月12日(火)
- ・ 8月号 6月12日(金)
- ・ 9月号 7月13日(月)

- ・10月号 8月12日(水)
 - ・11月号 9月11日(金)
 - ・12月号 10月9日(金)
- ※掲載を希望する号の発行日の6カ月前から50日前

申込方法

申込書に記入のうえ、原稿案とともに提出

●**ホームページバナー**

規格

縦60ピクセル×横120ピクセル
GIFまたはJPEG

5 KB以内

枚数

トップページに8枚

掲載期間

1カ月単位

※連続掲載できる期間は同一年度で12カ月まで

掲載料(月額・税込み)

1枚：5000円

※同一年度内で12カ月連続申し込みの場合は5000円(平成21年度分の申込期間は終了しました。平成22年度分の申し込みは10月1日(木)から受け付けます)

申込期限

掲載開始希望日の6カ月前から前月の初日

申込方法

申込書に記入のうえ、原稿案(デジタルデータ)・業務内容の分かる書類・納税証明書

(申込者が町外の場合)とともに提出
申込・問い合わせ先
役場 企画課
内線 126

ふれあい対話・出前町長室

町長が直接町民の皆さんと意見交換を行い、今後の町政への参考にさせていただくのです。

対象者

町内在住(中学生以上)の5〜10名程度のグループ

申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、開催希望日の2週間前までに企画課へ提出してください。

※申込書はホームページからダウンロードできます。

開催日時

毎月第2・4木曜日
※祝日を除く

午後6時から8時30分の間
のうち1時間程度

会場

町内のご希望の場所

申込・問い合わせ先

役場 企画課
内線 126

広報おほる「こんにちは!」1歳になりました!

対象者

町在住で、広報発行月に満1歳の誕生日を迎えるお子さん(例：4月生まれば4月号)※23ページをご参照ください。

応募方法

応募用紙に記入のうえ、役場企画課窓口または保健センター健康館すこやかおほるの応募箱に投函してください。

問い合わせ先

役場 企画課
内線 126

新川・親子流域フォーラム

新川流域総合治水対策協議会では総合治水対策を知っていただくため、大きなポンプ場や水をためる施設などをバスで回り、見学します。昼食時には楽しいクイズ大会も行います。

日時

5月24日(日)
午前9時30分〜午後4時ごろ(予定)

集合場所・時間

江南市役所 午前9時30分
※受付 午前9時15分

見学予定地

昭和川調節池・青木川放水路↓青木川放水路排水機場↓フラワーパーク江南↓新郷瀬川↓合瀬川↓(大口町)総合運動場

※天候等により見学地・昼食会場が変わることがあります。

参加資格

町内在住の小学新4〜6年生とその保護者

定員

40組80名

参加費

無料(昼食を含む)

※集合場所までの交通費は参加者負担となります。

申込方法・期限

官製はがきで4月13日(月)(必着)までにお申し込みください。

官製はがき	
表	裏
490-1192 大治町役場 都市整備課 宛	新川・親子流域フォーラム 参加希望 郵便番号 住所 電話番号 保護者氏名 性別 子ども氏名 性別 新学年

※電話番号は当日の緊急連絡先として必要となります。

抽選・発表

応募多数の場合は抽選のうえ、4月30日ごろまでに郵送でお知らせします。

問い合わせ先

役場 都市整備課
内線 131・157
県 河川課 計画グループ
☎(954)6555

身に付けよう応急手当 普通救命講習

日時

4月26日(日)
午後1時〜4時

場所

海部東部消防組合
消防本部 講堂

対象者

大治・七宝・美和・甚目寺町に在住または在勤の方で満15歳以上の方

内容

・AEDを用いた心肺蘇生法
・大出血時の止血法

定員

15名

費用

無料

受付期間

4月6日(月)〜19日(日)

申込場所

海部東部消防本部
消防署・北分署・南分署

申込方法

普及講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。

※電子メール・電話・FAXでの申し込みは不可

問い合わせ先

海部東部消防組合
消防本部 消防課

☎(442)1605

HP <http://www.anatobu-119.jp>



飼い主は責任を持って他人に迷惑をかけるないようにしましょう

●飼い犬のフンは

持ち帰りましょう

散歩中にフンの後始末をしない心無い飼い主により、多くの方々が迷惑しています。必ずフンを処理するビニール袋等を持って散歩に出掛けま

しょう。



●犬の放し飼いはやめましょう

うちの犬はおとなしいから大丈夫と思うのは、飼い主の勝手です。他人にじやれかけがさせたり、犬を怖がる方もいます。きちんとつないで飼いましょう。

●逃げないよう

きちんと管理しましょう

迷い犬が増えています。首輪が緩くないか、鎖が外れていないか、定期的に確認してください。もしいなくなった場合は、すぐに役場または左記まで連絡しましょう。

動物保護管理センター

☎0586(78)2595

津島警察署 会計課

☎0567(24)0110

●正しいしつけと心配りをお願いします

特に早朝や深夜の鳴き声や、ペットによる悪臭は他人に迷惑をかけます。周りに不快感を与えないよう正しいし

つけを心掛けましょう。

●最後まで責任を持って飼いましょう

ペットは終生飼育が原則です。最後まで責任を持って飼いましょう。

問い合わせ先

役場 衛生課

内線124・137



歯のなんでも電話相談

歯科医師がお口の悩みや歯科治療に関する質問に電話で応じます。

日時

4月19日(日)

午前10時～午後3時

☎(834)2020

問い合わせ先

県保険医協会 歯科部会

☎(832)1349

今月の記念日

4月8日は

「指圧の日」

正しい「指圧」の普及により、人々の健康増進に貢献しようと、日本指圧協会が制定しました。4と8が指(4)圧(8)の語呂に似ていることや、4月8日が釈迦誕生の日で、釈迦の慈悲の心が指圧の心「母心」にも通じることから、この日とされました。

組の中で、自作自演の振り付けで視聴者に向けて放ったこのスローガンは、当時話題になりました。浪越氏は少年時代、医者もいない、薬もないという環境の中で、難病に苦しむ母の痛みを和らげようと、日夜母親の全身をさすったり、押さえたりして、指圧の技法を会得したといえます。

指圧とは文字どおり、手指を用いて人体の外表に圧を加え、体調を整える治療法のことです。人は体に、だるさ、うずき、痛みなどを感じると、自然と必ずそこに手をやり、状態に応じて、さすったり、なでたり、押ししたりして、自ら痛みを和らげようとします。こうした人間の本能的操作が、いわゆる「手当て」の始まりといわれています。

指圧療法は、こうした手指の本能的操作を科学的に究明し、体系づけられた日本発の自然療法です。医療従事者として国家資格で認められた指圧師が、体の状態に応じ、圧法や圧加減、加圧速度など、圧の具合を変化させながら、ゆっくりと、あるいはリズムカルに操作して治療します。

健康へのニーズが多様化する中、指圧療法に対する評価も高まっています。病気の治療だけでなく、体調管理や疾病予防など健康増進の面でも効果が期待できるからです。

今や海外でも実践、研究されている指圧。指圧の根底にある「母心」の思想も、世界に浸透し始めています。

「指圧の心 母心 おせば命の泉湧く」。同協会の母体を創った浪越徳治郎氏が、出演したあるテレビ番

す。